

奈良県告示第三百八十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年七月奈良県告示第二百二十三号により指定した土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和三年三月十六日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 指定を解除する形質変更時要届出区域 北葛城郡広陵町大字南郷二七二番一の一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 汚染土壌の掘削による除去